6　委員会等に提出された特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲を定めることとした。（第一〇二条の一九関係）

7　審査会の事務は、議長が実施する適性評価においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとすることとした。（第一〇二条の一八関係）

二　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正関係

一の4から6と同様の規定を整備することとした。（第五条の二から第五条の五まで関係）

三　国会職員法の一部改正関係

職員等への適性評価の実施に係る規定を設けることとした。（第五章の二関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号）の施行の日から施行することとした。

◇原子力委員会設置法の一部を改正する法律（法律第八七号）（内閣府本府）

1　所掌事務

㈠　原子力委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務から、次に掲げる規定を削除することとした。（旧第二条第三号～第七号関係）

(1)　関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。

(2)　核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

(3)　原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。

(4)　原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。

(5)　原子力利用に関する統計の作成に関すること。

㈡　委員会の所掌事務として、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務を追加することとした。（旧第二条第八号関係）

2　組織

㈠　委員会は、委員長及び委員二人をもって組織することとした。（第三条第一項関係）

㈡　委員のうち一人は、非常勤とすることができることとした。（第三条第二項関係）

3　会議

㈠　委員会は、委員長及び委員一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととした。（第八条第二項関係）

㈡　委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決することとした。（第八条第三項関係）

4　施行期日等

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置を規定することとした。

㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（法律第八八号）（文部科学省）

一　学校教育法の一部改正関係

1　副学長の職務

副学長の職務について、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとした。（第九二条第四項関係）

2　教授会の役割の明確化

㈠　教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとした。（第九三条第二項関係）

㈡　教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとした。（第九三条第三項関係）

二　国立大学法人法の一部改正関係

1　国立大学法人の学長の選考の基準及び学長の選考の結果等の公表等

㈠　国立大学法人の学長の選考は、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととした。（第一二条第七項関係）

㈡　国立大学法人は、学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が学長選考の基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととした。（第一二条第八項関係）

2　国立大学法人等の経営協議会の委員

国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学等に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととした。（第二〇条第三項及び第二七条第三項関係）

3　国立大学法人の教育研究評議会の組織

国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第九二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を教育研究評議会の評議員とすることとした。（第二一条第三項関係）

三　施行期日等

1　政府は、この法律の施行後適当な時期において、二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇行政書士法の一部を改正する法律（法律第八九号）（総務省）

1　特定行政書士制度の創設

㈠　行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとした。（第一条の三第一項第二号関係）

㈡　㈠の業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した特定行政書士に限り、行うことができることとした。（第一条の三第二項関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇会社法の一部を改正する法律（法律第九〇号）（法務省）

1　子会社等及び親会社等の定義の創設

㈠　「子会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいうこととした。（第二条第三号の二関係）

(1)　子会社

(2)　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

㈡　「親会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいうこととした。（第二条第四号の二関係）

(1)　親会社

(2)　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

2　監査等委員会設置会社制度の創設

㈠　定義

「監査等委員会設置会社」とは、監査等委員会を置く株式会社をいうこととした。（第二条第一一号の二関係）

㈡　監査等委員会の設置

(1)　株式会社は、定款の定めによって、監査等委員会を置くことができることとした。（第三二六条第二項関係）

(2)　監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならず、監査役を置いてはならないこととするとともに、指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならないこととした。（第三二七条第一項第三号及び第四項～第六項関係）

㈢　監査等委員である取締役の選解任及び報酬等の決定の手続等

(1)　監査等委員会設置会社においては、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならないこととするなど、監査等委員である